

北里大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究上の目的の公表等)

第2条 本大学院は、研究科（学府を含む。以下同じ。）又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 前項の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表1のとおりとする。

(自己点検・評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究等の活動状況について自主的に自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価の実施体制、実施方法、項目、結果の活用等については別に定める。

(課程)

第4条 本大学院における課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士課程（薬学研究科薬学専攻博士課程及び獣医学系研究科獣医学専攻博士課程並びに医療系研究科博士課程を除く。）は、これを前期2年（これを博士前期課程という。）及び後期3年（これを博士後期課程という。）の課程に区分し、前期2年の課程はこれを修士課程として取り扱うものとする。

(標準修業年限及び在学年限)

第5条 修士課程及び博士課程の標準修業年限は次による。

(1) 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

(2) 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程及び獣医学系研究科獣医学専攻博士課程並びに医療系研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(3) 前条第4項に定める課程の標準修業年限は次のとおりとする。

イ 博士前期課程 2年

ロ 博士後期課程 3年

2 修士課程及び博士課程の在学年限は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

ただし、転入学、再入学の場合には、在学すべき年数の2倍を超えることができないものとする。

(構成)

第6条 本大学院に次の研究科及び学府を置き専攻を設ける。

| 研究科・学府 | 専 攻 | 課 程 の 種 類 |
|---------------|--------------|-----------|
| 薬 学 研 究 科 | 薬 学 専 攻 | 博士課程 |
| | 薬 科 学 専 攻 | |
| 獣 医 学 系 研 究 科 | 獣 医 学 専 攻 | 博士課程 |
| | 動物資源科学専攻 | |
| 海洋生命科学研究所 | 生物環境科学専攻 | 修士課程 |
| 看 護 学 研 究 科 | 海洋生命科学専攻 | 博士課程 |
| 理 学 研 究 科 | 看 護 学 専 攻 | 博士課程 |
| | 分子科学専攻 | 博士課程 |
| 医 療 系 研 究 科 | 生物科学専攻 | |
| | 医 科 学 専 攻 | 修士課程 |
| 感染制御科学府 | 医 学 専 攻 | 博士課程 |
| 未来工学研究科 | 感染制御科学専攻 | 博士課程 |
| | 生命データサイエンス専攻 | 修士課程 |

2 学府は、学校教育法第100条に定める「研究科以外の教育研究上の基本となる組織」によるところの教育組織とする。研究組織は大村智記念研究所に置く。

(入学定員及び収容定員)

第7条 学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 研究科・学府 | 専 攻 | 修士課程 | | 博士課程及び博士後期課程 | | 収容定員 合計 |
|---------------|--------------|------|------|--------------|------|------------|
| | | 入学定員 | 収容定員 | 入学定員 | 収容定員 | |
| 薬 学 研 究 科 | 薬 学 専 攻 | | | 3名 | 12名 | 12名 |
| | 薬 科 学 専 攻 | 25名 | 50名 | 6名 | 18名 | 68名 |
| | 計 | 25名 | 50名 | 9名 | 30名 | 80名 |
| 獣 医 学 系 研 究 科 | 獣 医 学 専 攻 | | | 3名 | 12名 | 12名 |
| | 動物資源科学専攻 | 5名 | 10名 | 3名 | 9名 | 19名 |
| | 生物環境科学専攻 | 5名 | 10名 | | | 10名 |
| | 計 | 10名 | 20名 | 6名 | 21名 | 41名 |
| 海洋生命科学研究所 | 海洋生命科学専攻 | 21名 | 42名 | 3名 | 9名 | 51名 |
| | 計 | 21名 | 42名 | 3名 | 9名 | 51名 |
| 看 護 学 研 究 科 | 看 護 学 専 攻 | 15名 | 30名 | 4名 | 12名 | 42名 |
| | 計 | 15名 | 30名 | 4名 | 12名 | 42名 |
| 理 学 研 究 科 | 分子科学専攻 | 14名 | 28名 | 2名 | 6名 | 34名 |
| | 生物科学専攻 | 11名 | 22名 | 3名 | 9名 | 31名 |
| | 計 | 25名 | 50名 | 5名 | 15名 | 65名 |
| 医 療 系 研 究 科 | 医 科 学 専 攻 | 50名 | 100名 | | | 100名 |
| | 医学専攻 | | | 40名 | 160名 | 160名 |
| | 計 | 50名 | 100名 | 40名 | 160名 | 260名 |
| 感染制御科学府 | 感染制御科学専攻 | 18名 | 36名 | 4名 | 12名 | 48名 |
| | 計 | 18名 | 36名 | 4名 | 12名 | 48名 |
| 未来工学研究科 | 生命データサイエンス専攻 | 10名 | 20名 | | | 20名 |
| | 計 | 10名 | 20名 | | | 20名 |
| 合 計 | | 174名 | 348名 | 71名 | 259名 | 607名 |

第2章 教員組織

(教 員)

第8条 本大学院における授業科目の授業は、本大学の専任教授又は専任准教授のなかから選定された者がこれにあたる。

ただし、特別の事情がある場合は、本大学の専任講師又は専任助教をもってこれにあてができる。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、本大学附属施設の専任職員に授業科目の授業を担当させることができる。

3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は他の研究所等の教員等に授業科目の授業を担当させることができる。

(研究指導)

第9条 専攻の主科目を担当する教授を研究指導教授、准教授を研究指導准教授とし、本大学院における学生

の学位論文の作成等に対する研究指導にあたる。

ただし、特別の事情がある場合は、本大学の専任講師をもってこれにあてることができる。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、次の者に研究指導を担当させることができる。

- (1) 本大学附属施設の専任職員
- (2) 客員教授、客員准教授

第3章 運営組織

(大学院委員会)

第10条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、学長、副学長、研究科長、学府長、学長補佐、病院長、大学図書館長、学生指導委員会委員長、健康管理センター長をもって構成する。

3 大学院委員会は学長が招集し、議長となる。

4 大学院委員会は次の事項を協議する。

- (1) 教育研究の基本方針及び学事計画に関する事項
- (2) 研究科、学府、課程、専攻、附属施設等の設置、改廃に関する事項
- (3) 学則及び学事規程に関する事項
- (4) 教育研究組織に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 教育課程に関する事項
- (7) 研究に関する事項
- (8) 大学院学生に関する事項
- (9) 学位に関する事項
- (10) その他大学院全般にわたる学事に関する重要事項

5 大学院委員会に関する規程は別に定める。

(研究科長、学府長)

第11条 研究科に研究科長を、学府に学府長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に基礎となる学部があるときはその学部長をもってあてる。基礎となる学部が複数のときは研究科委員会構成員の互選により定める。

3 学府長は、大村智記念研究所長をもってあてる。

(専攻主任)

第12条 専攻に専攻主任を置くことができる。

2 専攻主任は、第8条第1項に定める授業科目の授業を担当する専攻ごとの教員の互選に基づき、研究科長(学府長を含む。以下同じ。)が委嘱する。

3 専攻主任は研究科長を補佐する。

(研究科委員会、学府教授会)

第13条 研究科に研究科委員会を、学府に学府教授会を置く。

2 研究科委員会(学府教授会を含む。以下同じ。)は、第9条に定める研究指導教授をもって構成する。

ただし、必要あるときは、第8条第1項に定める授業科目の授業を担当する教員を加えることができる。

3 研究科委員会は研究科長が招集し、議長となる。

4 研究科委員会は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

5 研究科委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 研究科委員会は教育研究に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの(学長裁定)

第4章 教育課程

(授業及び研究指導)

- 第14条 本大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。
- 2 授業の方法については、北里大学学則第16条（授業の方法）の規定を準用する。
- 3 研究指導は、第9条に定める研究指導教授又は研究指導准教授がこれにあたる。
- 4 大学院の課程においては、大学院設置基準第14条（教育方法の特例）の規定に基づき、授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目及び履修方法)

- 第15条 研究科における授業科目及び単位並びに履修方法は別表2のとおりとし、必要な事項については別に定める。

(単位)

- 第16条 授業科目の単位数は、北里大学学則第14条（単位）の規定を準用する。この場合において、同第14条第2項の「卒業論文、卒業研究、特論」とあるのは「特別研究、特別実験、特別実習、課題研究」と読み替えるものとする。

(成績評価基準等の明示等)

- 第17条 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客觀性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示する。
- 3 成績評価基準については、研究科において別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第18条 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

- 2 前項の組織的な研修及び研究に関し、必要な事項は研究科において別に定める。

(履修科目の選定及び申告)

- 第19条 学生は、研究指導教授又は研究指導准教授の指導を受けて履修しようとする授業科目を選定し、研究指導教授又は研究指導准教授の承認を経て所定の期日までに申告しなければならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第20条 学生が職業を有している等の事情により、第5条に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

(本大学院の他研究科他専攻の授業科目の履修)

- 第21条 研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の他研究科他専攻の授業科目を履修することを認めることができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

- 第22条 研究科は、教育上有益と認めるときは、他の大学院とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、前条に規定する授業科目の履修により修得した単位数と合わせて15単位を超えない範囲で本大学院研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

ただし、第27条に定める入学前の既修得単位の認定により、本大学院の授業科目の履修により修得したものとしてみなした単位数と合わせて、20単位を超えないものとする。

- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育施設における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(本大学院の他研究科他専攻における研究指導)

- 第23条 研究科は、教育上有益と認めるときは、本大学院の他の研究科又は専攻とあらかじめ協議のうえ、学

生が当該他の研究科又は専攻において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

ただし、修士課程の学生について認めるときは、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第24条 研究科は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生が当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けようとする場合に準用する。

(単位の認定)

第25条 本大学院は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(試験及び評価)

第26条 履修した授業科目の試験は所定の期間内に行う。

2 前条の評価は、優・良・可・不可の4種をもって表し、優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第27条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。

ただし、第22条に定める他の大学院の授業科目の履修により、本大学院研究科の授業科目の履修により修得したものとしてみなした単位数と合わせて、20単位を超えないものとする。

(教員の免許状の所要資格の取得)

第28条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、別表2の授業科目のなかから教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の定めに従い、24単位以上を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科の専攻において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

| | | | |
|-----------|--------------|---|-----------------|
| 獣医学系研究科 | 動物資源科学専攻修士課程 | { | 中学校教諭専修免許状(理科) |
| | 生物環境科学専攻修士課程 | | 高等学校教諭専修免許状(理科) |
| 海洋生命科学研究科 | 海洋生命科学専攻修士課程 | { | 高等学校教諭専修免許状(農業) |
| 理学研究科 | 分子科学専攻修士課程 | { | 中学校教諭専修免許状(理科) |
| | 生物科学専攻修士課程 | | 高等学校教諭専修免許状(理科) |
| 感染制御科学府 | 感染制御科学専攻修士課程 | { | 中学校教諭専修免許状(理科) |
| | | | 高等学校教諭専修免許状(理科) |

3 前項で定める教員免許状の取得を希望する者は、別表4に定める授業科目を修得できる。

第5章 課程の修了要件及び学位

(修士課程の修了要件)

第29条 本大学院修士課程の修了要件は、当該研究科修士課程に2年（転入学、再入学の場合は在学すべき年数。）以上在学し、別表2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格するこ

ととする。

ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第27条に定める入学前の既修得単位の認定を行った場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。

ただし、修士課程には少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第30条 本大学院博士課程（薬学研究科薬学専攻博士課程、獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医療系研究科博士課程を除く。）の修了要件は、当該研究科博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、別表2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

- 2 薬学研究科薬学専攻博士課程、獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医療系研究科医学専攻博士課程の修了要件は、当該研究科博士課程に4年以上在学し、別表2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、当該研究科博士課程に3年以上在学し、別表2に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 第1項及び第2項に定める在学期間に關しては、転入学、再入学の場合、在学すべき年数に読み替えるものとする。

- 5 薬学研究科薬学専攻博士課程、獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医療系研究科医学専攻博士課程においては、第27条に定める入学前の既修得単位の認定を行った場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。

(最終試験)

第31条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ学位論文の審査に合格した者について行う。

- 2 最終試験に關し、必要な事項は研究科において別に定める。

(学位論文の審査等)

第32条 学位論文の審査その他学位に関する必要な事項は、別に定める北里大学学位規程による。

(学位の授与)

第33条 修士課程及び博士課程を修了した者には、次の区分に従い学位を授与する。

(1) 修士課程

薬学研究科 修士（薬科学）、修士（臨床統計学）又は修士（医薬開発学）

獣医学系研究科 修士（農学）

海洋生命科学研究科 修士（水産学）

看護学研究科 修士（看護学）

理学研究科 修士（理学）又は修士（生命科学）

| | |
|---------|----------------------|
| 医療系研究科 | 修士（医科学）又は修士（医療科学） |
| 感染制御科学府 | 修士（感染制御科学）又は修士（生命科学） |
| 未来工学研究科 | 修士（工学） |

(2) 博士課程

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 薬学研究科 | 博士（薬学） |
| | { 博士（薬科学）、博士（臨床統計学）又は博士（医薬開発学） |
| 獣医学系研究科 | 博士（獣医学） |
| | { 博士（農学） |
| 海洋生命科学研究所 | 博士（水産学） |
| 看護学研究科 | 博士（看護学） |
| 理学研究科 | 博士（理学）又は博士（生命科学） |
| 医療系研究科 | 博士（医学）又は博士（医科学） |
| 感染制御科学府 | 博士（感染制御科学）又は博士（生命科学） |

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第34条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第35条 学年は、これを次の2学期に区分する。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第36条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開校記念日（4月20日）
- (4) 北里研究所創立記念日（11月5日）
- (5) 春期休業日（3月21日から4月5日まで）
- (6) 夏期休業日（7月21日から8月31日まで）
- (7) 冬期休業日（12月21日から1月5日まで）

2 学長は、必要により休業日を変更し、若しくは臨時に休業し、又は休業日に実習見学などを行うことができる。

第7章 入学、転入学、再入学、転学、休学、復学、留学、退学、除籍及び賞罰

(入学の時期)

第37条 入学の時期は、学年の初めとする。

ただし、学長は、必要により学年の途中においても、学生を入学させ及び修了させることができる。

(入学資格)

第38条 本大学院の研究科に入学できる者は、次の各号の項目の一に該当し、本大学院研究科の課程の検定に合格した者とする。

- (1) 修士課程

イ 大学を卒業した者

ロ 学校教育法第104条第7項の規定により、大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

ハ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

ニ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- ホ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ヘ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ト 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- チ 大学院の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年 2 月 7 日文部省告示第 5 号 改正 平成 16 年 12 月 15 日文部科学省告示第 172 号）
- リ 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- ヌ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者
- ル 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ヲ その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (2) 博士後期課程
- イ 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- ロ 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ハ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ニ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- ホ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- ヘ 外国の学校、本条第 2 号ニの指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- ト 大学院の入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者（平成元年 9 月 1 日文部省告示第 118 号 改正 平成 13 年 3 月 30 日文部科学省告示第 55 号）
- ①大学を卒業し、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- ②外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- チ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者
- リ その他本大学院において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (3) 薬学研究科薬学専攻博士課程、獣医学系研究科獣医学専攻博士課程及び医療系研究科博士課程
- イ 大学における修業年限 6 年の獣医学を履修する課程を卒業した者

- ロ 大学における医学、歯学又は薬学（薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする修業年限6年の課程に限る。以下この条において同じ。）を履修する課程を卒業した者
 - ハ 外国において、学校教育における18年の課程（最終課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- ニ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- ホ 我が国において、外国の大学の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ヘ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ト 医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者（昭和30年4月8日文部省告示第39号 改正 平成16年12月15日文部省告示第173号）
- ①旧大学令による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者
 - ②防衛省設置法による防衛医科大学校を卒業した者
 - ③修士課程又は学校教育法第99条第2項の専門職大学院を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で、本大学院において、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - ④大学（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- チ 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る）に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- リ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学における修業年限6年の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- ヌ 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学（以下「医学等」という。）を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における医学等を履修する課程を含む16年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- ル その他本大学院において、大学における修業年限6年の獣医学、医学、歯学又は薬学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第39条 入学を志願する者は、研究科が指定する期間内に、別表3の1に定める入学検定料を添えて所定の書類を提出しなければならない。

（入学の検定）

第40条 入学を志願する者は、本大学院が行う検定試験を受けなければならない。

2 検定試験の方法は、研究科においてその都度定める。

（入学手続き及び入学の許可）

第41条 検定試験に合格した者は、所定の期日までに第54条に定める入学金、授業料、施設設備費（以下「学

費」という。)に所定の書類を添えて、入学手続きを完了しなければならない。

- 2 学長は、入学手続きを完了した者につき入学を許可する。
- 3 前2項の規定は転入学、再入学の場合にも適用する。

(転入学)

第42条 他の大学院の学生が、当該大学長の許可を得て本大学院に転入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

- 2 転入学に関する規程は別に定める。

(再入学)

第43条 本大学院を退学した者又は除籍された者(第50条第3号乃至第6号の除籍者及び第52条の懲戒退学者を除く。)が再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

(転学)

第44条 本大学院から他の大学院へ転学を希望する者は、その事由を具して学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(休学)

第45条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き2ヵ月以上就学することができない者は、休学願に保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を受けなければならぬ。

ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添付するものとする。

- 2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間に他の大学院において修得した単位を、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認定することができる。
- 3 外国人留学生で出身国における兵役等に就く必要があることによる休学(以下、「兵役等による休学」という。)を希望する場合は、兵役等に就く事実及び期間を確認できる書類を休学願に添付するものとする。

(休学期間)

第46条 休学の期間は、1年度を超えることができない。

ただし、特別な事由があるときは、許可を得て、更に1年度以内に限り休学することができる。

- 2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、在学期間に算入しない。
- 4 削除

- 5 兵役等による休学の場合は、第1項に定める休学の期間を適用しない。また、その期間は、第2項に定める休学の通算年数に算入しない。

(復学)

第47条 休学者が復学しようとするときは、復学願に保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を受けなければならない。

ただし、休学の事由が疾病の場合は、校医又は医師の診断書を添付するものとする。

- 2 復学する者は、休学期間中でもその事由が終ったときは願い出て復学することができる。

(留学)

第48条 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が休学することなく外国の大学院に留学することを認めることができる。

- 2 留学の期間は修士課程については1年を超えないものとする。

- 3 留学の期間は、1年間に限り在学年数に算入する。

ただし、薬学研究科薬学専攻博士課程及び獣医学系研究科獣医学専攻博士課程並びに医療系研究科博士課程については、2年間を上限として在学年数に算入することができる。

- 4 留学中に修得した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認定することができる。

- 5 留学に関する規程は別に定める。

(退学)

第49条 退学しようとする者は、退学願にその事由を具して、保証人連署のうえ学長に願い出て、許可を受け

なければならない。

(除籍)

第50条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- (1) 正当な事由がなく所定の期日までに学費を納めない者
- (2) 休学期間満了後、10日以内に何等の手続きをしない者
- (3) 2ヵ月以上も何等の手続きをしないで引き続き欠席した者
- (4) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者
- (5) 第46条に定める休学期間を超えた者
- (6) 死亡が確認された者

(表彰)

第51条 人物及び学業が特に優秀な者は、研究科委員会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第52条 本大学院の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、譴責、謹慎、停学及び退学の処分とし、次の各号の一に該当する場合は、懲戒退学の処分とする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者
- (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第8章 学 費

(入学検定料)

第53条 入学検定料は別表3の1のとおりとする。

(学費)

第54条 学費は別表3の1に示す入学金、授業料、施設設備費のとおりとする。

- 2 いったん納入した学費は、別に定める場合を除き、一切返還しない。
- 3 学費は、社会情勢により、次の年度に進むとき変更することができる。

(納入期日)

第55条 学費は毎年前期は4月30日までに、後期は10月31日までに所定の額を納入するものとする。

- 2 学費納入に関する規程は別に定める。

(休学期間中の在籍料)

第56条 休学期間中は、休学期間に応じ、授業料、施設設備費を免除し、在籍料を徴収する。この取り扱いは別に定める。

第9章 外国人学生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び研究生

(外国人学生)

第57条 第38条に定める入学資格を有する外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外務省在外公館又は本邦所在の外国公館の証明のある者に対し、第39条の定めにかかわらず、選考のうえ入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第58条 本大学院は、本大学院の学生以外の者で第38条に該当する者が本大学院の授業科目の一又は複数の科目の履修を願い出たときは、正規の学生の学修に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生は、別表3の2に示す審査料及び学費を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条の規定を準用する。又、願い出があったときは単位修得証明書を交付する。
- 4 科目等履修生として在学した年数は、第5条第1項に規定する修業年限に換算することはできない。

(特別聴講学生)

第 59 条 本大学院と学術交流協定のある大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を希望する者は、正規の学生の学修に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

(特別研究学生)

第 60 条 本大学院と学術交流協定のある大学院の学生で、本大学院の研究指導を受けることを希望する者は、正規の学生の学修に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、特別研究学生としてこれを許可することができる。

(研究 生)

第 61 条 修士の学位を授与された者、又はこれと同等以上の研究能力を有すると認められた者で、本大学院において研究を行うことを希望する者があるときは、学生の指導及び研究に支障のない限り、選考のうえ研究生として在学を許可することができる。

2 研究生の在学期間は 1 年とする。

ただし、研究生が引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

3 研究生は別に定めるものほか、この学則に準じて取り扱う。

(外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等)

第 62 条 外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等については、別表 3 の 2 に定めるとおりとする。

第 10 章 補 則

(細 則)

第 63 条 この学則の実施に際し、必要な事項については細則を定める。

第 11 章 雜 則

(研修の機会等)

第 64 条 本大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、所属職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第 18 条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の研修に関し、必要な事項は別に定める。

(教員と事務職員等の連携及び協働)

第 65 条 本大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

附則

1 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 54 条（学費）については、昭和 55 年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 54 条（学費）については、昭和 56 年度入学者から適用する。

附則

1 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 54 条（学費）については、昭和 57 年度入学者から適用する。

3 第 7 条（入学定員及び収容定員）については、昭和 57 年度から適用する。

附則

1 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 54 条（学費）については、昭和 58 年度入学者から適用する。

附則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる獣医学系研究科生物環境科学専攻修士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 修士課程 | |
|---------|----------|------|------|
| | | 62年度 | 63年度 |
| 獣医学系研究科 | 生物環境科学専攻 | 5名 | 10名 |

- 3 第 54 条（学費）については、昭和 62 年度入学者から適用する。

附則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 54 条（学費）については、平成元年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる看護学研究科看護学専攻修士課程及び獣医学系研究科獣医学専攻博士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 修士課程 | |
|--------|-------|------|-----|
| | | 2年度 | 3年度 |
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 10名 | 20名 |

| 研究科 | 専攻 | 博士課程 | | | |
|---------|-------|------|-----|-----|-----|
| | | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
| 獣医学系研究科 | 獣医学専攻 | 3名 | 6名 | 9名 | 12名 |

- 3 第 54 条（学費）については、平成 2 年度入学者から適用する。

ただし、授業料、施設設備費、実験実習費については、平成元年度在学者にも適用する。

附則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

第 33 条（学位の授与）については、平成 3 年 7 月 1 日から、第 54 条（学費）、第 62 条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）については、平成 3 年 10 月 1 日から適用する。

附則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の看護学研究科施設設備費については、平成 8 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる看護学研究科看護学専攻博士後期課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 博士課程及び博士後期課程 | | |
|--------|-------|--------------|------|------|
| | | 9年度 | 10年度 | 11年度 |
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 4名 | 8名 | 12名 |

- 3 第 53 条（入学検定料）に定める別表 3 の 1 の看護学研究科博士課程入学検定料及び第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科修士課程・博士課程実験実習費、看護学研究科修士課程・博士課程入学金ほか

の学費については、平成 9 年度入学者から適用する。

- 4 第 62 条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）に定める別表 3 の 2 は、平成 9 年度科目等履修生から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる理学研究科及び医療系研究科の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 修士課程 | | 博士課程及び博士後期課程 | | | |
|--------|--------|------|------|--------------|------|------|------|
| | | 10年度 | 11年度 | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 |
| 理学研究科 | 分子科学専攻 | 21名 | 42名 | 7名 | 14名 | 21名 | |
| | 生物科学専攻 | 17名 | 34名 | 7名 | 14名 | 21名 | |
| | 計 | 38名 | 76名 | 14名 | 28名 | 42名 | |
| 医療系研究科 | 医学専攻 | 40名 | 80名 | | | | |
| | 医学専攻 | | | 40名 | 80名 | 120名 | 160名 |
| | 計 | 40名 | 80名 | 40名 | 80名 | 120名 | 160名 |

- 3 平成 10 年度より衛生学研究科修士課程及び医学研究科博士課程の学生募集を停止する。
- 4 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 については、平成 10 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる看護学研究科看護学専攻修士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 修士課程 | |
|--------|-------|------|------|
| | | 11年度 | 12年度 |
| 看護学研究科 | 看護学専攻 | 25名 | 30名 |

- 3 平成 11 年 3 月 31 日衛生学研究科衛生学専攻修士課程の高等学校教諭専修免許状課程の終了にともない、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）から衛生学研究科衛生学専攻修士課程の関係条項を削除する。
- 4 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科修士課程・博士課程、看護学研究科修士課程の学費については、平成 11 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる海洋生命科学研究科海洋生命科学専攻修士課程及び博士後期課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 修士課程 | | 博士後期課程 | | |
|---------------|----------|------|------|--------|------|------|
| | | 12年度 | 13年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 |
| 海洋生命科学 研究科 | 海洋生命科学専攻 | 9名 | 18名 | 3名 | 6名 | 9名 |
| | 計 | 9名 | 18名 | 3名 | 6名 | 9名 |

- 3 平成 12 年度より水産学研究科水産学専攻修士課程及び博士後期課程の学生募集を停止する。
- 4 平成 12 年度より衛生学研究科保健学専攻博士後期課程の学生募集を停止する。
- 5 第 62 条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）に定める別表 3 の 2 については、平成 12 年度科目等履修生から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年 5 月 29 日をもって衛生学研究科を廃止する。
- 3 衛生学研究科の廃止にともない、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 33 条（学位の授与）、第 39 条（入学の出願）、第 53 条（入学検定料）、第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、第 58 条（科目等履修生）、第 62 条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）に定める別表 3 の 2、平成 10 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項、平成 12 年 4 月 1 日施行の附則第 6 項から衛生学研究科関係条項を削除する。
- 4 第 21 条（本大学院の他研究科他専攻の授業科目の履修）、第 22 条（他の大学院の授業科目の履修）第 2

項、第 23 条（本大学院の他研究科他専攻における研究指導）については、薬学研究科、獣医学系研究科、海洋生命科学研究科、看護学研究科、理学研究科、医療系研究科の平成 13 年度入学者及び在学者から適用する。

5 第 54 条（学費）乃至第 56 条（休学期間中の学費）については、平成 13 年度入学者及び在学者から適用する。

6 第 62 条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）に定める別表 3 の 2 第 3 項を削除し、これに係わる各年の附則の該当箇所を削除する。

附則

1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる感染制御科学府の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科・学府 | 専 攻 | 修 士 課 程 | |
|---------|----------|---------|------|
| | | 14年度 | 15年度 |
| 感染制御科学府 | 感染制御科学専攻 | 6名 | 12名 |

3 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科修士課程・博士課程の学費については、平成 14 年度入学者から適用する。

4 平成 14 年 3 月 31 日薬学研究科薬学専攻修士課程及び水産学研究科水産学専攻修士課程の高等学校教諭専修免許状課程の終了にともない、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）から薬学研究科薬学専攻修士課程及び水産学研究科水産学専攻修士課程の関係条項を削除する。

5 平成 14 年 5 月 29 日をもって医学研究科を廃止する。

6 医学研究科の廃止にともない、第 4 条（課程）、第 5 条（標準修業年限及び在学年限）、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 30 条（博士課程の修了要件）、第 33 条（学位の授与）、第 38 条（入学資格）、第 39 条（入学の出願）、第 53 条（入学検定料）、第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、第 58 条（科目等履修生）、第 62 条（外国人学生、科目等履修生及び研究生の学費等）に定める別表 3 の 2、昭和 55 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 10 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項から医学研究科関係条項を削除する。

附則

1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年 3 月 31 日をもって水産学研究科水産学専攻博士課程を廃止する。

3 水産学研究科水産学専攻博士課程の廃止にともない、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、昭和 55 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 12 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項から水産学研究科水産学専攻博士課程関係条項を削除する。

4 平成 15 年 4 月 1 日をもって獣医学系研究科畜産学専攻の専攻名称を動物資源科学専攻に、畜産土木工学専攻の専攻名称を生物環境科学専攻に変更する。

ただし、獣医学系研究科畜産学専攻博士課程及び畜産土木工学専攻修士課程は、第 6 条（構成）の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日に当該専攻課程に在学する者が当該専攻課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

5 獣医学系研究科畜産学専攻及び畜産土木工学専攻の専攻名称変更にともない、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）、第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、昭和 62 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項の専攻名称を変更する。

6 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる理学研究科の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科・学府 | 専攻 | 修士課程 | | 博士後期課程 | | |
|--------|--------|------|------|--------|------|------|
| | | 15年度 | 16年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 |
| 理学研究科 | 分子科学専攻 | 35名 | 28名 | 16名 | 11名 | 6名 |
| | 生物科学専攻 | 28名 | 22名 | 17名 | 13名 | 9名 |
| | 計 | 63名 | 50名 | 33名 | 24名 | 15名 |

附則

- 1 この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる感染制御科学府の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科・学府 | 専攻 | 修士課程 | | 博士後期課程 | | |
|---------|----------|------|------|--------|------|------|
| | | 16年度 | 17年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 |
| 感染制御科学府 | 感染制御科学専攻 | 24名 | 36名 | 4名 | 8名 | 12名 |

附則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科修士課程・博士課程及び感染制御科学府感染制御科学専攻修士課程にあっては平成 17 年度入学者から、理学研究科修士課程にあっては平成 17 年度入学者及び在学者から適用する。また、医療系研究科医科学専攻修士課程・医学専攻博士課程にあっては平成 17 年度入学者から適用し、在学者にも一部適用する。
- 3 第 41 条（入学手続き及び入学の許可）については平成 17 年度入学者から、第 54 条（学費）第 1 項及び同項に定める別表 3 の 1、第 56 条（休学期間中の学費）については平成 17 年度入学者及び在学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科、海洋生命科学研究科博士後期課程、理学研究科修士課程及び医療系研究科医学専攻博士課程にあっては平成 18 年度入学者から、看護学研究科修士課程及び医療系研究科医科学専攻修士課程にあっては平成 18 年度入学者及び在学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 4 月 1 日をもって基礎生命科学研究科の研究科名称を理学研究科に変更する。この研究科名称の変更は平成 19 年度同研究科の入学者及び在学者から適用する。
- 3 基礎生命科学研究科の研究科名称の変更に伴い、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）、第 33 条（学位の授与）、第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、第 58 条（科目等履修生）に定める別表 3 の 2、平成 10 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 13 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項、平成 15 年 4 月 1 日施行の附則第 6 項、平成 17 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 18 年 4 月 1 日施行の附則第 3 項の基礎生命科学研究科の研究科名称を変更する。
- 4 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、理学研究科、医療系研究科及び感染制御科学府にあっては平成 19 年度入学者及び在学者から適用する。
- 5 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科（修士課程・博士後期課程）臨床統計学履修コースの学費については、平成 19 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、医療系研究科にあっては平成 20 年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の看護学研究科（修士課程・博士後期課程）の学費については、平成 20 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、看護学研究科看護学専攻修士課程、感染制御科学府にあっては平成 21 年度入学者から、理学研究科、医療系研究科にあっては平成 21 年度入学者及び在学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる薬学研究科薬科学専攻の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科・学府 | 専 攻 | 修 土 課 程 | |
|-----------|-----------|---------|------|
| | | 22年度 | 23年度 |
| 薬 学 研 究 科 | 薬 科 学 専 攻 | 15名 | 30名 |

- 3 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、医療系研究科にあっては平成 22 年度入学者及び在学者から、海洋生命科学研究科にあっては平成 22 年度入学者から適用する。
- 4 第 53 条（入学検定料）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科薬科学専攻修士課程入学検定料及び第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 の薬学研究科薬科学専攻修士課程入学金、授業料については、平成 22 年度入学者から適用する。
- 5 平成 22 年度より薬学研究科薬学専攻修士課程の学生募集を停止する。

附則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日をもって獣医畜産学研究科の名称を獣医学系研究科に、生物生産環境学専攻の名称を生物環境科学専攻にそれぞれ変更し、平成 23 年度入学者から適用する。

ただし、獣医畜産学研究科は、第 6 条（構成）の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日に当該研究科専攻課程に在学する者が当該研究科専攻課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 獣医畜産学研究科及び生物生産環境学専攻の名称変更にともない、第 4 条（課程）、第 5 条（標準修業年限及び在学年限）、第 6 条（構成）、第 7 条（入学定員及び収容定員）、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 28 条（教員の免許状の所要資格の取得）、第 30 条（博士課程の修了要件）、第 33 条（学位の授与）、第 38 条（入学資格）、第 53 条（入学検定料）及び第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、昭和 62 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 2 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 13 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項、平成 15 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項及び第 5 項の研究科及び専攻名称を変更する。
- 4 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科修士課程、医療系研究科にあっては平成 23 年度入学者及び在学者から、獣医学系研究科、理学研究科修士課程にあっては、平成 23 年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年度より薬学研究科薬科学専攻博士後期課程に薬科学履修コース、臨床統計学履修コース、医薬開発学履修コースを、薬学専攻博士課程に薬学履修コース、医療薬学履修コースを置く。
- 3 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程、海洋生命科学研究科、看護学研究科修士課程、医療系研究科修士課程にあっては、平成 24 年度入学者から適用する。
- 4 文部科学大臣に届け出た日をもって薬学研究科薬学専攻修士課程を廃止する。
- 5 薬学研究科薬学専攻修士課程の廃止にともない、第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2、第 53 条（入学検定料）及び第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1、平成 11 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項・第 3 項、平成 18 年 4 月 1 日施行の附則第 2 項、平成 19 年 4 月 1 日施行の附則第 4 項から薬学研究科薬学専攻修士課程関係条項を削除する。
- 6 平成 24 年 4 月 1 日をもって水産学研究科の名称を海洋生命科学研究科に、水圈生物科学専攻の名称を海洋生命科学専攻にそれぞれ変更し、平成 24 年度入学者から適用する。

ただし、水産学研究科は、第6条（構成）の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該研究科専攻課程に在学する者が当該研究科専攻課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 7 水産学研究科及び水圈生物科学専攻の名称変更にともない、第6条（構成）、第7条（入学定員及び収容定員）、第15条（授業科目及び履修方法）に定める別表2、第28条（教員の免許状の所要資格の取得）、第33条（学位の授与）、第53条（入学検定料）及び第54条（学費）に定める別表3の1、平成12年4月1日施行の附則第2項、平成13年4月1日施行の附則第4項、平成14年4月1日施行の附則第4項、平成18年4月1日施行の附則第3項、平成22年4月1日施行の附則第3項の研究科及び専攻名称を変更する。
- 8 第7条（入学定員及び収容定員）に掲げる海洋生命科学研究科の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科・学府 | 専 攻 | 修 士 課 程 | | 博士後期課程 | | |
|-----------|----------|---------|------|--------|------|------|
| | | 24年度 | 25年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 海洋生命科学研究科 | 海洋生命科学専攻 | 12名 | 24名 | 3名 | 6名 | 9名 |

附則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第15条（授業科目及び履修方法）に定める別表2については、薬学研究科修士課程、海洋生命科学研究科、看護学研究科、医療系研究科、感染制御科学府修士課程にあっては、平成25年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第15条（授業科目及び履修方法）に定める別表2については、医療系研究科にあっては平成26年度入学者及び在学者から、看護学研究科修士課程にあっては平成26年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第15条（授業科目及び履修方法）に定める別表2については、薬学研究科博士課程、医療系研究科、感染制御科学府にあっては平成27年度入学者及び在学者から、看護学研究科修士課程、理学研究科にあっては平成27年度入学者から適用する。

附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第15条（授業科目及び履修方法）に定める別表2については、医療系研究科にあっては平成28年度入学者及び在学者から、獣医学系研究科修士課程、海洋生命科学研究科、看護学研究科博士後期課程、感染制御科学府にあっては平成28年度入学者から適用する。

附則

この学則は、平成28年5月20日から施行する。

附則

この学則は、平成28年11月1日から施行する。

附則（北学総第28-11367号）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第15条（授業科目及び履修方法）に定める別表2については、獣医学系研究科修士課程、医療系研究科、感染制御科学府にあっては平成29年度入学者及び在学者から、看護学研究科修士課程にあっては平成29年度入学者から適用する。
- 3 第54条（学費）に定める別表3の1の看護学研究科修士課程の学費については、平成29年度入学者から適用する。

附則（北学総第29-2870号）

- 1 この学則は、平成29年6月16日から施行する。
- 2 文部科学大臣に届け出た日をもって薬学研究科薬学専攻博士後期課程を廃止する。
- 3 薬学研究科薬学専攻博士後期課程の廃止にともない、平成18年4月1日施行の附則第2項、平成20年4月1日施行の附則第2項・第3項、平成22年4月1日施行の附則第3項から薬学研究科薬学専攻博士後期課程関係条項を削除する。

附則（北学総第 29-8441 号、北学総第 29-12607 号）

- 1 この学則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条（入学定員及び収容定員）に掲げる薬学研究科薬科学専攻修士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科・学府 | 専 攻 | 修 士 課 程 | |
|-----------|-----------|---------|--------|
| | | 2018年度 | 2019年度 |
| 薬 学 研 究 科 | 薬 科 学 専 攻 | 40名 | 50名 |

- 3 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科薬学専攻博士課程、理学研究科及び医療系研究科医学専攻博士課程がん個別化医療専門医養成コース、医科学専攻修士課程臨床心理学コースにあっては 2018 年度入学者から、医療系研究科医学専攻博士課程（がん個別化医療専門医養成コースは除く）、医科学専攻修士課程（臨床心理学コースは除く）にあっては 2018 年度入学者及び在学者から適用する。

附則（北学総第 2018-13684 号）

- 1 この学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、理学研究科及び医療系研究科にあっては 2019 年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 第 53 条（入学検定料）及び第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 については、海洋生命科学研究科及び医療系研究科修士課程にあっては 2019 年度入学者から適用する。

附則（北学総第 2019-13334 号）

- 1 この学則は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、理学研究科修士課程にあっては 2020 年度入学者から、医療系研究科にあっては 2020 年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 については、医療系研究科にあっては 2020 年度入学者から適用する。

附則（北学総第 2020-06214 号）

この学則は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

附則（北学総第 2020-13397 号）

- 1 この学則は、2021 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、獣医学系研究科修士課程及び理学研究科修士課程にあっては 2021 年度入学者から、医療系研究科及び感染制御科学府にあっては 2021 年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 については、海洋生命科学研究科にあっては 2021 年度入学者から適用する。

附則（北学総第 2021-10214 号、北学総第 2021-11472 号、北学総第 2021-14827 号）

- 1 この学則は、2022 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 15 条（授業科目及び履修方法）に定める別表 2 については、薬学研究科及び看護学研究科にあっては 2022 年度入学者から、理学研究科、医療系研究科及び感染制御科学府にあっては 2022 年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 第 45 条（休学）、第 46 条（休学期間）及び第 56 条（休学期間中の在籍料）については、2022 年度入学者及び在学者から適用する。
- 4 第 54 条（学費）に定める別表 3 の 1 については、看護学研究科にあっては 2022 年度入学者から適用する。

附則（北学総第 2022-07394 号）

- 1 この学則は、2022 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 29 条（修士課程の修了要件）及び第 30 条（博士課程の修了要件）については、2022 年度入学者及び在学者から適用する。
- 3 第 33 条（学位の授与）については、2022 年度入学者から適用する。

附則（北学総第 2022-15518 号）

- 1 この学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

2 第7条（入学定員及び収容定員）に掲げる海洋生命科学研究科海洋生命科学専攻修士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科・学府 | 専 攻 | 修 士 課 程 | |
|-----------|----------|---------|--------|
| | | 2023年度 | 2024年度 |
| 海洋生命科学研究科 | 海洋生命科学専攻 | 33名 | 42名 |

3 第15条（授業科目及び履修方法）に定める別表2については、理学研究科及び海洋生命科学研究科にあっては2023年度入学者から、医療系研究科にあっては2023年度入学者及び在学者から適用する。

附則（北学総第2023-16904号）

1 この学則は、2024年4月1日から施行する。

2 第7条（入学定員及び収容定員）に掲げる未来工学研究科生命データサイエンス専攻修士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科・学府 | 専 攻 | 修 士 課 程 | |
|---------|--------------|---------|--------|
| | | 2024年度 | 2025年度 |
| 未来工学研究科 | 生命データサイエンス専攻 | 10名 | 20名 |

3 第15条（授業科目及び履修方法）に定める別表2については、薬学研究科博士後期課程及び看護学研究科修士課程にあっては2024年度入学者から、医療系研究科にあっては2024年度入学者及び在学者から適用する。

附則（北学総第2024-06676号）

1 この学則は、2024年9月1日から施行する。

2 第28条（教員の免許状の所要資格の取得）に定める別表4については、2024年度入学者及び在学者から適用する。

附則（北学総第2024-09619号、北学総第2024-*****号）

1 この学則は、2025年4月1日から施行する。

2 第7条（入学定員及び収容定員）に掲げる医療系研究科医学専攻修士課程の収容定員の学年進行については、次のとおりとする。

| 研究科・学府 | 専 攻 | 修 士 課 程 | |
|--------|-------|---------|--------|
| | | 2025年度 | 2026年度 |
| 医療系研究科 | 医科学専攻 | 90名 | 100名 |

3 第15条（授業科目及び履修方法）に定める別表2における改正後の規定は、2025年度入学者から適用する。ただし、これらの規定中、医療系研究科博士課程「総合診療医学」に係るものについては2018年度入学者及び在学者から、理学研究科修士課程「海外短期留学プログラム」に係るものについては2019年度入学者及び在学者から、理学研究科生物科学専攻修士課程「固体物理学」に係るものについては2023年度入学者から、薬学研究科（自由科目に限る。）、獣医学系研究科、海洋生命科学研究科、看護学研究科、理学研究科（自由科目（修士課程「海外短期留学プログラム」を除く。）に限る。）、医療系研究科（修士課程医学物理士養成コース並びに博士課程「総合診療医学」及び集学的がん治療実践コースを除く。）、感染制御科学府及び未来工学研究科に係るものについては、2025年度入学者及び在学者から適用する。

別表1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

| | |
|-----------|---|
| 薬学研究科 | 【薬学研究科】 薬学研究科では、医療科学・生命科学分野を担う人材を必要とする社会的要請に応えるため、高い倫理観と先端的で高度な専門的知識・技能を備えた生命科学・創薬科学分野における研究者・技術者の育成、薬剤師の資格を持って臨床薬学教育・研究が遂行できる人材、ならびに専門薬剤師の育成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 高い倫理観と薬学関連分野の幅広い知識を修得させる教育の展開、(2) 専門領域における最先端の知識・技能と国際的な発信能力を修得させる教育の推進とします。 |
| | 【薬学専攻】 薬学研究科薬学専攻（博士課程）では、高い倫理観を持ち医療薬学分野における最新の専門的知識・技能・態度を備えた薬剤師で、医療現場から求められる問題の解決や医薬品の適正使用を中心に、先端的で高度な研究を企画・遂行できる研究者、さらに高度な先端医療を担い教育指導できる人材の育成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 医療人としての強い責任感と高い倫理性から研究を見つめる能力の修得を目指した教育の推進、(2) 薬学関連分野の幅広い知識を修得させる教育の展開、(3) 課題発見能力と問題解決能力を修得させる教育の推進、(4) 国際的な視野を涵養する教育の展開とします。 |
| | 【薬科学専攻】 薬学研究科薬科学専攻（修士課程・博士後期課程）では、高い倫理観と先端的で高度な専門的知識・技能を備えた生命科学・創薬科学分野における研究者、技術者および教育者の育成、臨床試験データを解析し、かつ臨床試験計画を立案できる研究者の育成、さらに戦略的かつ国際的な医薬品開発企画を立案できる人材の育成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 高い倫理観と薬学関連分野の幅広い知識を修得させる教育の推進、(2) 専門領域における最先端の知識・技能の修得を目指した教育の推進、(3) 豊富な演習・研究を通じ柔軟で論理的な思考力と表現力を養成する教育の展開、(4) 国際的な視野を涵養する教育の展開とします。 |
| | 【獣医学系研究科】 獣医学系研究科では、社会における諸問題を獣医学とその周辺領域の面から解決するため、動物と獣医療、公衆衛生、動物生産と食料利用、食料生産基盤の整備、環境の創造等の教育・研究を通じて、国際的に通用する独創的な研究者、高度専門職業人、提言や技術提供ができる指導者となる人材の養成を目的とします。 |
| 獣医学系研究科 | 【獣医学専攻】 獣医学系研究科獣医学専攻（博士課程）では、未知の領域へ挑戦する精神を備え、高度な技術を駆使し国際的に通用する独創的な研究者及び社会への提言や技術提供ができる指導者等の人材の養成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 公衆衛生（人獣共通感染症対策、安全安心な食の供給）、(2) 高度獣医療（動物の福祉向上、技術のヒトへの応用）、(3) 基礎獣医学（生命現象の解明）、(4) ヒトと動物が共存できる環境の構築とします。 |
| | 【動物資源科学専攻】 獣医学系研究科動物資源科学専攻（修士課程）では、動物に関連する教育研究領域の多様化や高度化を鑑み、目前にある問題を解決するだけではなく、自ら問題を提起する力を備えることにより社会に貢献できる人材の養成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 動物能力の積極的な活用、(2) 動物福祉への格段の配慮、(3) 人と動物の関係や周辺環境の向上、(4) 動物性食品の安全性確保や機能性の向上、(5) 農学分野と医学分野の積極的連携の実践とします。 |
| | 【動物資源科学専攻】 獣医学系研究科動物資源科学専攻（博士後期課程）では、動物又は生態系に関連する教育研究領域の多様化や高度化を鑑み、目前にある問題を解決するだけではなく、自ら問題を提起する力を備えることにより社会に貢献できる人材の養成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 動物能力の積極的な活用、(2) 動物福祉への格段の配慮、(3) 人と動物の関係や周辺環境の向上、(4) 動物性食品の安全性確保や機能性の向上、(5) 農学分野と医学分野の積極的連携の実践、(6) 自然環境と動植物の生息環境の実態把握、(7) 循環型社会の形成のための社会基盤の整備と保全・修復、(8) 動植物を含めた生態系保全、(9) 環境のモニタリングなど生態系との調和や環境創造に関する知識と技術の修得とします。 |
| | 【生物環境科学専攻】 獣医学系研究科生物環境科学専攻（修士課程）では、高度な知識と問題解決能力ならびに豊かな人間性を備え、生態系の環境の保全・修復に関する提言や技術提供ができる人材の養成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 自然環境と動植物の生息環境の実態把握、(2) 循環型社会の形成のための社会基盤の整備と保全・修復、(3) 動植物を含めた生態系保全、(4) 環境のモニタリングなど、生態系との調和や環境創造に関する知識と技術の修得とします。 |
| 海洋生命科学研究科 | 【海洋生命科学専攻】 海洋生命科学研究科海洋生命科学専攻（修士課程・博士後期課程）では、水産学諸分野で培われてきた伝統技術とともに最新の科学技術を駆使して、水産学に付託された生物資源管理や生息環境の保全等に関わる課題の本質を国際的な視野に立って解明することができる専門技術者・研究者を養成することを目的とします。そのための教育研究上の目的は、海洋生物資源を持続的にかつ高度に利用するために求められる基礎知識・技術・理論の修得とその応用力の養成とします。 |

| | |
|---------|---|
| 看護学研究科 | <p>【看護学専攻】 看護学研究科看護学専攻は、今日の社会的要請に先駆的に対応できる専門知識と問題解決能力を備え、看護の実践・教育・研究の場で活躍し、実践・教育・研究を通じて看護学の発展に寄与できる人材の育成を目的とします。</p> |
| 理学研究科 | <p>【理学研究科】 理学研究科（修士課程・博士後期課程）では、分子科学・生物科学専攻が各々の基礎科学分野に立脚しつつ、融和を図ることにより、生命科学に関する幅広い知識と専門的な研究開発能力を有する研究者・高度専門技術者となる人材の育成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 自然科学の基本原理に基づく実験技術、解析能力の修得、(2) 能動的な研究計画の立案、自立した研究遂行能力の育成、(3) 研究成果を社会に向け発信できる国際的なコミュニケーション能力の育成とします。</p> |
| 理学研究科 | <p>【分子科学専攻】 理学研究科分子科学専攻（修士課程・博士後期課程）では、分子及び分子集合体の構造や性質を解析し設計できる能力を持ち、生命を含む幅広い現象を物理的・化学的視点から解く力を持った人材の育成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 物理的及び化学的原理に基づく計測技術の実践的な教授及び解析能力の育成、(2) 物質の設計、合成、機能評価と合成法の開発・改良ができる能力の育成、(3) 国際的なコミュニケーション能力を有し、研究成果を社会に向けて発信できる能力の育成とします。</p> |
| 理学研究科 | <p>【生物科学専攻】 理学研究科生物科学専攻（修士課程）では、生命を中心とする科学のさらなる発展を担うため、生物学や基礎医学等の広範な分野で活躍できる知識や高い研究技能、<u>及び</u>科学的思考能力を備えた人材の育成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 先端の専門的研究に必要な知識と研究技能の修得、(2) 生命科学の知識や技術に基づいて生命活動を分子レベルで解明する能力の育成、(3) 国際的なコミュニケーション能力を有し、研究成果を社会に向けて発信できる能力の育成とします。</p> <p>理学研究科生物科学専攻（博士後期課程）では、生命<u>を中心とする</u>科学のさらなる発展を担うため、生物学や基礎医学等の広範な分野で活躍できる知識や高い研究技能、並びに科学的思考能力を備えた人材の育成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 最先端の専門的研究に必要な知識と研究技能の修得、(2) 生命科学の知識や技術に基づいて生命活動を分子レベルで解明する能力の育成、(3) 国際的なコミュニケーション能力を有し、研究成果を社会に向けて発信できる能力の育成とします。</p> |
| 医療系研究科 | <p>【医療系研究科】 医療系研究科では、基礎医科学と臨床医学との密接な連携を可能にするプロジェクト教育体制を布くとともに、人間性についての洞察力を持つ研究者や全人的医療を志向する専門職を養成するため、医療人間科学分野の科目を必修としています。さらに、専門職の受験資格を取得できるコースも設置しています。これらの取り組みを通じて、時代のニーズにかなった科学的洞察力を持つ高度専門職・教育者・研究者を養成することを教育の目的としています。</p> <p>【医科学専攻】 医療系研究科医科学専攻（修士課程）では、先進的な医科学及び医療科学の知識と技術を備えた教育・研究者及びチーム医療に貢献できる高度専門職業人を養成するため、(1) 臨床医科学のみならず基礎医科学の視点からも問題を解決できる能力、(2) 多様な臨床課題を分析し、チーム医療の下で解決に導くことができる能力 (3) 医療倫理に関する高い見識に基づいた医療を実践できる能力の涵養を教育の目的としています。</p> |
| 医療系研究科 | <p>【医学専攻】 医療系研究科医学専攻（博士課程）では、倫理に裏付けされた学識と独創的な研究能力を持つ教育・研究者及び先進医療を担う高度専門医療人を養成するため、(1) 基礎医学及び臨床医学の先端的研究に基づいた医療の発展に寄与できる能力、(2) チームの中心となって多様な臨床課題を解決し先進医療を担うことができる能力、(3) 人間性に対する深い洞察力により全人的医療を実践できる能力の涵養を教育の目的としています。</p> |
| 感染制御科学府 | <p>【感染制御科学専攻】 感染制御科学府感染制御科学専攻（修士課程・博士後期課程）では、感染症と関連重要疾病的制御及び創薬に関する教育と研究を行うため、学際的な体制と高度技術を備え、特に予防と治療法に焦点をあてた学術研究と人材育成を目的とします。そのための教育研究上の目的は、(1) 病原微生物の感染機構及び感染症の病因・病態の解明、(2) ゲノム解析に基づく感染症の診断・予防・治療の標的分子の解明、(3) 先端工学を応用した診断・予防・治療方法の確立、(4) 微生物・植物等の天然物由来生物活性物質の探索、(5) 有機化学合成等を利用した構造活性相關の解明と予防・治療薬の創製、(6) 感染制御に関する調査研究とします。</p> |

【生命データサイエンス専攻】

未来工学研究科生命データサイエンス専攻（修士課程）では、過去から現在に到る生命科学の様々なデータを解析・活用し、既に認知されている課題の解決とまだ顕在化していない将来の課題の抽出を行うことができるデータサイエンティストを養成することを目的とします。

そのための教育研究上の目的は、生命科学の様々なデータを高度に利用するために求められる生物学的な基礎知識とデータを扱うための工学的手法とその背景理論の修得、さらにそれらを利用して問題を解決する能力を養成します。